

全国酪農協会の

# 酪農傷害共済制度

(傷害補償 (MS&amp;AD型) 特約セット団体総合生活補償保険)



時下益々ご健勝のことお慶び申し上げます。

平素は当協会事業につき、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、永年ご加入賜りました酪農共済制度は65才の誕生日翌月から1口のみ継続となり補償額も減額となります。また酪農共済制度が満了となった70才以上の皆さまも、今後の備えとして、ケガによる死亡補償などを内容とする酪農傷害共済制度にご加入賜り、万一への備えをしていただきたく、ご案内申し上げます。

何卒よろしくお願い申し上げます。

東京都渋谷区代々木1-37-2

一般社団法人 全国酪農協会

TEL 03-3370-5488

# 酪農傷害共済制度

日常生活中・スポーツ中・レジャー中・その他のさまざまなケガを補償します!

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

## こんなときに保険金をお支払いします

### ケガの補償

さまざまな事故によるケガを、24時間・国内外問わず補償します。

ケガによる傷害死亡・後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金、傷害通院保険金をお支払いします。



交通事故でケガ



スポーツ中のケガ



階段から落ちてケガ



料理中のヤケド



旅行中のケガ（国内外）

### 日常生活賠償

他人の物を壊したり、他人にケガをさせたり、日本国内において電車等の運行不能によって法律上の損害賠償責任を負った場合に、日常生活賠償保険金をお支払いします。

## お支払いする保険金について

### 死亡・後遺障害

< 傷害死亡保険金 >  
< 傷害後遺障害保険金 >



急激かつ偶然な外来の事故によってケガをし、それが原因で死亡した場合、または身体に所定の後遺障害が発生した場合に保険金をお支払いします。

### 日常生活賠償 ※1 示談交渉サービス付 ※2

< 日常生活賠償保険金 >



国内外を問わず、日常生活上の偶然な事故により、他人の物を壊したり、他人にケガをさせたり、日本国内において電車等の運行不能によって法律上の損害賠償責任を負った場合に、日常生活賠償保険金をお支払いします。

※1 補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。  
※ 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなる場合がありますのでご注意ください。

※2 日本国内で発生した賠償事故につき、示談交渉サービス（\*）がご利用になれます。（\*）示談交渉サービスとは、引受保険会社が引受保険会社の費用により、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きを行うサービスです（日本国内で発生した賠償事故に限ります）。次の場合は引受保険会社による示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。  
・1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合  
・相手の方が引受保険会社との交渉に同意しない場合  
・相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合  
・被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

### 入院

< 傷害入院保険金 >



急激かつ偶然な外来の事故によってケガをし、そのケガの治療のために入院した場合に保険金をお支払いします。  
※事故の発生の日から支払対象期間（180日）内の入院が対象となります。  
※最長180日までとなります。

### 手術

< 傷害手術保険金 >



急激かつ偶然な外来の事故によるケガの治療のために所定の手術を受けた場合に保険金をお支払いします（日帰り手術も含まれます）。

※傷害入院保険金日額の10・20・40倍をお支払いします。  
※1事故で複数回手術を受けた場合も保険金をお支払いします。  
ただし、保険金お支払いの対象となる手術を同時に2以上受けた場合は、そのうち最も高い倍率とします。  
※創傷処理、デブリードマン等の特約に定められた手術別表に記載されていない手術はお支払いの対象になりません。

### 通院

< 傷害通院保険金 >



急激かつ偶然な外来の事故によってケガをし、そのケガの治療のために通院した場合に保険金をお支払いします。

※事故の発生の日から支払対象期間（180日）内の通院が対象となります（支払限度日数90日）。

●本制度は一般社団法人全国酪農協会の酪農傷害共済制度です。本制度は損害保険会社の補償する団体総合生活補償保険により運営されています。

## 特長

お申し込みは  
かんたんです!

- ケガによる日帰り入院も通院も1日目から補償されます。
- 日常生活賠償も補償されます。
- 生活安心サポートサービスがご利用いただけます。
- 掛金は乳代より控除させていただきますので、振込みなどの手続きはありません。

ご加入いただける方は会員ご本人で、  
原則、酪農共済に加入されている65才以上の方と酪農共済制度が満了となった70才以上の方です。

## 補償内容と月払掛金表 (補償の期間は、後述の「保険期間(ご契約期間)および効力」にてご確認ください。)

傷害入院保険金支払対象期間・支払限度日数：180日、  
傷害通院保険金支払対象期間：180日、支払限度日数90日、免責期間0日(入院・通院)  
傷害手術保険金の支払条件変更(手術別表規定型)特約セット

加入いただける年齢	70～79才		
	65～79才	※65～69才の方はご加入いただけません。	
コース	A型	B型	C型
補償制度 月払掛金	2,000 円	4,000 円	6,000 円
傷害死亡・後遺障害保険金額	400万円	800万円	1,200万円
傷害入院保険金日額	3,500円	7,000円	10,000円
傷害手術保険金	所定の手術により傷害入院保険金日額の10倍・20倍・40倍		
傷害通院保険金日額	3,500円	5,500円	7,500円
日常生活賠償保険金額 (免責金額0円)	200万円	200万円	200万円

- 保険始期日時時点で年齢が80才以上の方はご加入いただけません。
- 月払掛金には運営事務費・保険料が含まれております。詳細は全国酪農協会共済担当(03-3370-5488)までお問い合わせください。
- 掛金のうち保険料部分には被保険者総数が5,000名以上10,000名未満(団体割引25%)、損害率による割引が適用されています。
- ★運営事務費とは、本制度の保険契約者である一般社団法人全国酪農協会が行うお申込のとりまとめ、加入者証の交付、保険金請求のご案内などに関する事務費・通信費・出張旅費・取扱団体事務費などです。

## サービスのご案内

酪農傷害共済制度(団体総合生活補償保険)に加入された被保険者(補償の対象となる方)は、以下のサービスをご利用いただけます。

### 生活安心サポート

#### 健康・医療ご相談

- ・健康・医療のご相談
- ・病院情報のご提供
- ・夜間休日医療機関情報のご提供

#### ホームヘルパーサポート

ホームヘルパー業者のご紹介

#### 暮らしのトラブル(法律) ・税務ご相談

法律のご相談/税務のご相談

- ※サービスをご利用いただける方は被保険者(補償の対象となる方)となります。
- ※保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
- ※サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。
- ※サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
- ※サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社为您提供します。
- ※上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご加入後に交付される加入者証または「団体総合生活補償保険サービスガイド」でご確認ください。

# ご加入にあたってのご注意

## ■ご加入いただける方

会員ご本人で、原則、酪農共済に加入されている65才以上の方と酪農共済制度が満了となった70才以上の方

- 加入申込人 …一般社団法人全国酪農協会の会員（構成員）に限ります。
- 被保険者（補償の対象となる方）ご本人 …上記加入申込人に同じです。

※ケガの補償は、被保険者ご本人のみ補償を受けられますが、日常生活賠償の補償に関しましては、ご家族全員が補償を受けられます。

（注）ご家族全員とは、被保険者ご本人、配偶者およびその他のご家族〔被保険者ご本人または配偶者の①同居のご親族（6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます） ②別居の未婚のお子さま（これまでに婚姻歴がない方をいいます）〕をいいます。

（注）被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって、責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

## ■ご加入の手続き

- 酪農傷害共済制度の「補償内容と月払掛金表」をご覧くださいご加入のコースをお決め願います。
  - 酪農傷害共済制度「加入・コース変更申込票兼告知書」に加入コース、取扱団体名（組合名）・氏名・生年月日などをご記入のうえ、ご署名（フルネーム）をお願いします。
- お手続きは年間通して可能です。毎月20日までに一般社団法人全国酪農協会に「加入・コース変更申込票兼告知書」をご提出ください。ご提出の翌月1日が加入日となり、午後4時よりその効力が発生します。
- （例）3月15日に加入申込票を提出⇒4月1日午後4時から補償

- ・新規加入・コース変更の場合 …加入・コース変更申込票兼告知書に必要事項を記入し、ご署名のうえご提出ください。
- ・継続加入の場合 …特にお申し出のない場合、79才まで前年度と同一内容にて継続扱とさせていただきますので、加入申込票のご提出は不要です。
- ・変更、脱退の場合 …「変更届」、「脱退届」に必要事項を記入し、ご署名のうえご提出ください。

## ■ご提出先

- 一般社団法人全国酪農協会までご提出ください。

## ■掛金の納付

- 乳代より控除させていただきます。

## ■保険期間（ご契約期間）および効力

- 一般社団法人全国酪農協会の団体総合生活補償保険団体契約の保険期間（ご契約期間）は2021年3月1日午後4時～2022年3月1日午後4時です。

ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、ご継続時満79才まで保険契約の満了する日と同一内容（※）で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日現在の保険料率によって計算されます。

（※）傷害死亡保険金受取人は法定相続人となります。

（ご注意）保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。

※中途加入の場合、補償の開始は一般社団法人全国酪農協会にて毎月20日までに受け付けしたお申込みにつき、翌月1日午後4時より、2022年3月1日午後4時までの保険期間となります。

## ■加入者証の発行

- ご加入後、加入者証を発行いたします。加入者証は満期まで大切に保管してください。

## ■解約返れい金および満期返れい金・契約者配当金

- この保険には、解約返れい金・満期返れい金・契約者配当金はありません。

## ■加入のお問合わせ先

- 本制度のご不明な点または詳しい内容については、一般社団法人全国酪農協会もしくは取扱代理店にお問合わせください。

## ■万一、保険金のお支払事由が起こったときには

- 事故が起こった場合は、下記までお問合わせください。

一般社団法人全国酪農協会 共済担当 TEL：03-3370-5488

## ■個人情報のお取り扱いについて

- 本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。
- 【個人情報の取扱いについて】本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社（海外にあるものを含む）が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社のホームページ（<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>）をご覧ください。

- この保険は、一般社団法人全国酪農協会を保険契約者とし、一般社団法人全国酪農協会の会員を加入者とする団体総合生活補償保険の団体契約です。
- このパンフレットは「団体総合生活補償保険」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。
- 団体総合生活補償保険のご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者（一般社団法人全国酪農協会）に交付されます。
- 加入申込票記載事項（年齢・他保険加入状況・保険金請求履歴等）等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

<取扱代理店>  
株式会社保険代行社  
〒141-0031 東京都品川区中西五反田3丁目7-10  
三信ビル9階  
TEL：03-6631-4366 FAX：03-6631-4367

<引受保険会社>  
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社  
広域法人開発部営業課  
〒103-8250 東京都中央区日本橋3-5-19  
TEL：03-6734-9608 FAX：03-6734-9609